

7-2-13 人と自然との触れ合いの活動の場

1. 廃棄物焼却施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響

(1) 調査

① 調査すべき情報

ア. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場について概況を取りまとめた。

イ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

主要な人と自然との触れ合いの活動の場、利用の状況及び利用環境の状況を現地調査により把握した。

② 調査地域

調査地域は、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる騒音及び超低周波音、振動、植物、動物及び生態系の調査地域を勘案して、対象事業実施区域の周辺 200m とした。(図 7-2-13.1 参照)

③ 調査地点

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点は、対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、図 7-2-13.1 に示すとおり、西側に位置する江戸川左岸堤防及び江戸川水面・水際とした。

④ 調査手法

ア. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

現地踏査により、調査地点の利用内容、利用者の多い時期等を把握した。

イ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

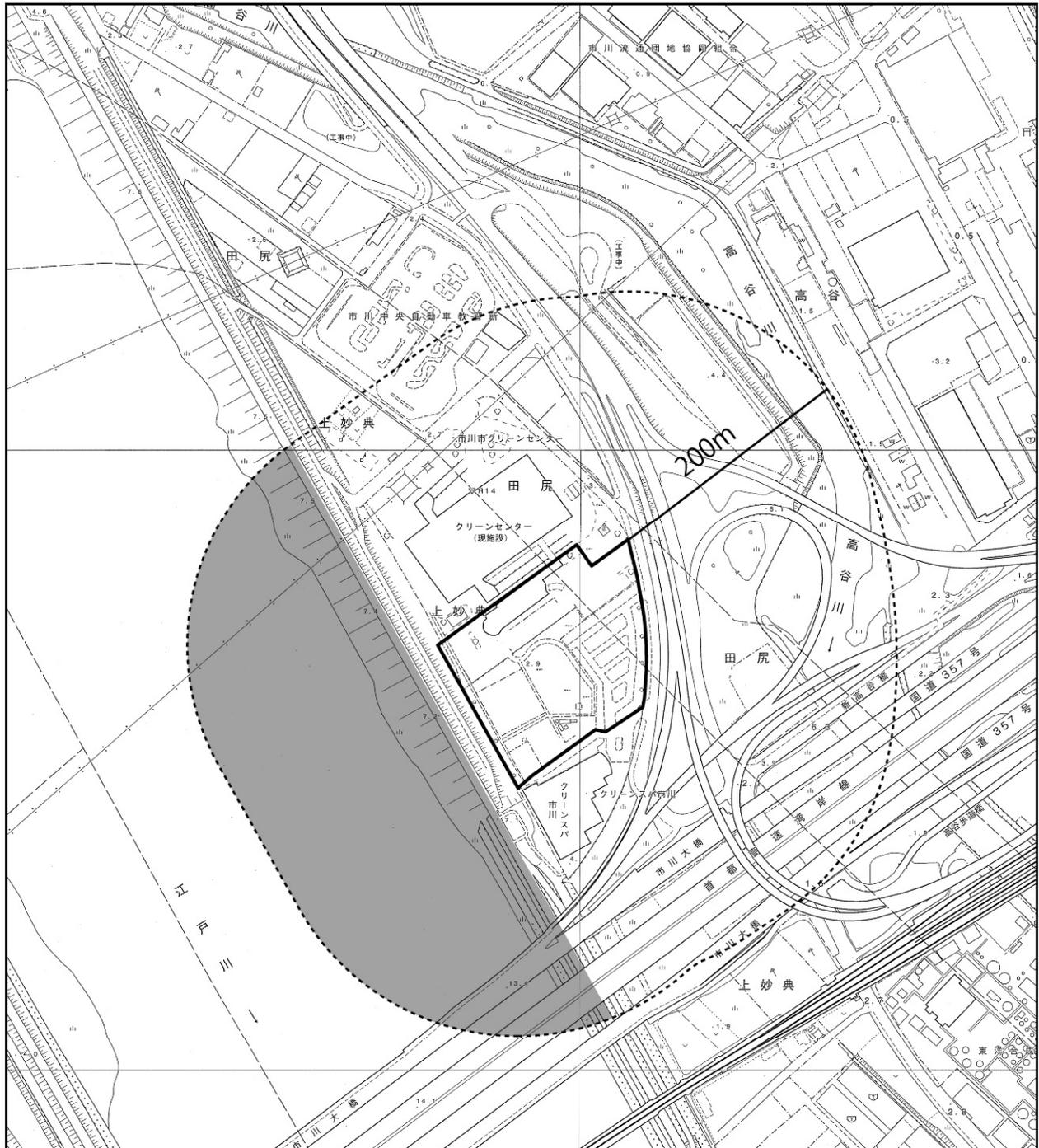
既存資料調査及び現地調査により調査地点の利用者数及び利用内容を目視で計測した。

⑤ 調査期間

調査期間を表 7-2-13.1 に示す。現地踏査は春季と秋季に各 1 回実施した。現地調査は、利用者の多い時期（4 月末～5 月初旬の連休）に 1 回実施した。

表 7-2-13.1 調査期間

調査項目	調査日
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	平成 29 年 4 月 29 日（土）、9 月 5 日（水）
人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況	平成 29 年 4 月 29 日（土） 8 時～18 時



凡例

-  対象事業実施区域
-  人と自然との触れ合いの活動の場調査地域
-  人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

S = 1:5,000



0 50 100 200m



この地図は、市川市発行の1:2,500「市川市都市計画基本図」を使用し、株式会社日本技術開発が編集・加工したものである。

図 7-2-13.1 人と自然との触れ合いの活動の場調査地域

⑥ 調査結果

ア. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

調査地域である対象事業実施区域周辺 200m における人と自然との触れ合いの活動の場の概況は、表 7-2-13.2 に示すとおりである。

表 7-2-13.2 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

方角	主な土地利用の状況	人と自然との触れ合いの活動の場の概況
北側	自動車教習所等	人と自然との触れ合いの活動の場はない。
東側	幹線道路（国道 298 号） 外環道施工ヤード 高谷川	外環道施工ヤードは一般の立ち入りができない。 高谷川は、施工ヤード外壁等で隔てられ、水面への接近が困難なことなどから、釣り等の人と自然との触れ合いの活動は行われていない。
南側	クリーンスパ市川（温浴・屋内スポーツ施設） 幹線道路（国道 357 号、首都高速湾岸線）	人と自然との触れ合いの活動の場はない。
西側	江戸川左岸堤防上サイクリングロード 江戸川水面・水際	サイクリングロードはサイクリング、ジョギング、散歩等に利用されている。 江戸川水面・水際は釣り、潮干狩り等に利用されている。 干潟での潮干狩りは春から初夏、江戸川水面上の釣りはハゼなどを対象に主に夏から秋に利用が多い。

江戸川左岸堤防上サイクリングロード及び江戸川水面・水際の利用状況を図 7-2-13.2 に示す。



サイクリング、ジョギングでの利用（平成 29 年 4 月 29 日撮影）



潮干狩りでの水際利用（平成 29 年 4 月 29 日撮影）



船釣りでの水面利用（平成 29 年 9 月 5 日撮影）

図 7-2-13.2 人と自然との触れ合いの活動の状況

イ. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

(ア) 既存資料調査

江戸川水面及び堤防等の利用状況について、「河川空間利用実態調査（平成 26 年度）」（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）による対象事業実施区域近傍（左岸 0～1 km 区間）の調査結果を整理した。調査は平成 26 年度の春季から冬季の休日及び春季と夏季の平日に実施された。調査結果を表 7-2-13.3 に示す。

水面及び水際の釣りでの利用は、夏から秋にかけて多い結果であった。水際の水遊び・その他での利用は、4 月と 7 月の休日に見られた。また、高水敷及び堤防での散策・その他での利用は、年間を通じて見られた。

表 7-2-13.3 江戸川水面及び堤防等の利用状況

単位：人

調査日	利用場所	水面	水際		高水敷	堤防	合計
	利用形態	釣り	釣り	水遊び・その他	散策・その他	散策・その他	
平成 26 年 4 月 29 日（休日）		4	0	161	0	107	272
5 月 5 日（休日）		0	0	0	43	66	109
5 月 19 日（平日）		0	0	0	0	37	37
7 月 27 日（休日）		0	38	164	118	247	567
7 月 28 日（平日）		0	20	0	15	73	108
11 月 3 日（休日）		12	73	0	54	84	223
平成 27 年 1 月 12 日（休日）		0	0	0	0	11	11

出典：「河川空間利用実態調査（平成 26 年度）」
（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）

(イ) 現地調査

対象事業実施区域西側に隣接する江戸川堤防上のサイクリングロードは、サイクリングのほか、ジョギング、散歩等に利用されている。利用内容別の利用者数の調査結果を図 7-2-13.3 及び表 7-2-13.4 に示す。

8 時～18 時の総利用者数は 622 人であった。利用内容はサイクリングが最も多く、全体の約 41% であった。次いでジョギングが約 32%、散歩が約 25% であり、この 3 つの目的で全体の約 97% を占めていた。

時間帯別にみると 10 時台が最も多く、次いで 14 時台の利用者が多くなっていた。12 時台の利用者は少なく、全体的に午前中の利用者が多い傾向であった。

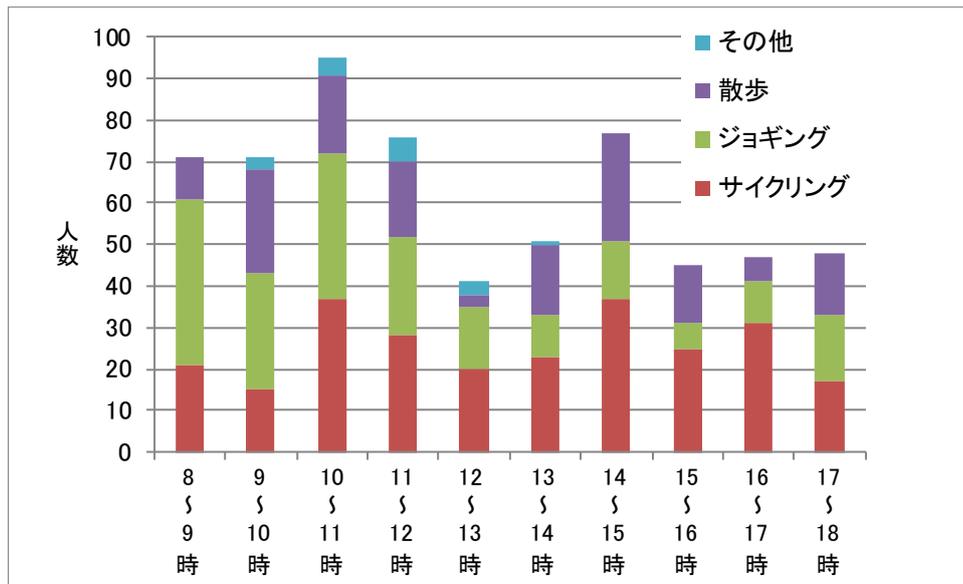


図 7-2-13.3 江戸川左岸堤防上サイクリングロード利用状況

表 7-2-13.4 江戸川左岸堤防上サイクリングロード利用状況

単位：人

時間帯	サイクリング	ジョギング	散歩	その他	総計
8～9時	21	40	10	0	71
9～10時	15	28	25	3	71
10～11時	37	35	19	4	95
11～12時	28	24	18	6	76
12～13時	20	15	3	3	41
13～14時	23	10	17	1	51
14～15時	37	14	26	0	77
15～16時	25	6	14	0	45
16～17時	31	10	6	0	47
17～18時	17	16	15	0	48
総計	254	198	153	17	622
比率	40.8%	31.8%	24.6%	2.7%	100%

注 その他にはバードウォッチング、潮干狩り及び釣りのための徒歩移動などが含まれる。

(2) 予測

① 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

② 予測地点

予測地点は、調査地点と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、廃棄物焼却施設の稼働が定常状態になる時期とした。

④ 予測手法

ア. 予測項目

廃棄物焼却施設の設置による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性及び快適性の変化とした。

イ. 予測方法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況、本事業の内容及び環境保全措置等を勘案して予測を行った。

⑤ 予測結果

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、西側に位置する江戸川左岸堤防上のサイクリングロード及び江戸川水面・水際がある。

施設の供用に伴い、施設の存在による景観の変化や施設の稼働による大気質、騒音、振動、悪臭等の影響が考えられる。

このうち、景観については、「7-2-12 景観」に示すように、建物のデザインに配慮することにより、できる限り影響が低減されたものとなっている。また、施設の稼働による影響についても、「7-2-1 大気質」、「7-2-4 騒音及び超低周波音」、「7-2-5 振動」、「7-2-6 悪臭」で示したように、いずれの項目も周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価している。

したがって、施設の供用による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性及び快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと予測する。

(3) 評価

① 評価の手法

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で、対象事業に係る環境影響ができる限り回避または低減されているかについて評価した。

② 評価の結果

事業の実施にあたっては、環境保全措置の検討の結果、実行可能なより良い技術等として、

- ・ 周辺地域の景観特性と調和した建物デザインとなるよう配慮する。
- ・ 新施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭等については、公害防止のための自主基準値を設定し、それを満足するよう各種環境保全対策を実施することにより、周辺の環境に対する影響を低減する。

を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。